

【緊急】外出禁止措置延長（対象県の拡大）

【ポイント】

● 8月4日、首相府は、全国的に新型コロナウイルス感染者が急激に増加していることを受けて危機管理に関する以下の措置を決定した旨、コミュニケをもって発表しました。今回の決定により、外出禁止措置が8月5日から10日間延長され、外出禁止対象県が35県から37県となります。外出禁止時間帯に変更はありません。

【本文】

1 外出禁止措置の延長（8月5日から10日間実施）

以下の37県については午後8時から翌朝6時までの外出禁止を延長する。
アルジェ県、アドラール県、ラグアット県、ウメル・ブアーギ県、バトナ県、ベジャイヤ県、ビスクラ県、ベシャール県、ブリダ県、ブイラ県、テベッサ県、トレムセン県、ティジ・ウズ県、ジジェル県、セティフ県、サイダ県、シディ・ベラベス県、アンナバ県、ゲルマ県、コンスタンティーヌ県、モスタガネム県、ムシラ県、マスカラ県、ウアルグラ県、オラン県、エル・バヤード県、ブーメルデス県、ティンドウーフ県、ティセムシルト県、エルウェッド県、ヘンシュラ県、スーカハラス県、ティパザ県、ナーマ県、アイン・ティムシェント県、ルリザンヌ県及びウレド・ジェラル県。

2 上記37県における措置

- （1）週末の都市鉄道旅客輸送営業の停止。週末の県境を越える輸送活動の停止。
- （2）中古車販売店、スポーツ施設、青少年センター及び文化センター等における閉鎖、予防措置強化の延長。
- （3）カフェ、レストラン、ファーストフード店、アイスクリーム店の営業活動は、持ち帰り販売のみに限定。
- （4）レクリエーション・レジャーエリア、娯楽施設及び海浜の閉鎖（海岸の閉鎖措置は、上記37県以外も含む全ての県が対象）。
- （5）市場における感染予防措置を強化。

3 あらゆる種類の集まりや家族間の集い、とりわけ結婚、割礼の祝宴やその他の行事の国内全土における禁止措置の延長。

皆様におかれましては、引き続き最新情報を収集するとともに、感染予防に努めてください。

【参考リンク】

- アルジェリア保健省HP新型コロナウイルス関連情報

<http://www.sante.gov.dz/coronavirus/coronavirus-2019.html>

- 当館HP新型コロナウイルス関連情報

<https://www.dz.emb-japan.go.jp/jp/ryoji.html>

- 外務省海外安全HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- 厚生労働省HP新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(問い合わせ先)

在アルジェリア日本国大使館

住所：1, Chemin Al Bakri, Ben Aknoun, 16028 Alger

電話：+213 (0)21 91 20 04 FAX：+213 (0)21 91 20 46

メール：eal-mm@al.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>